



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年4月8日
観光庁

「看板商品創出事業」の追加公募を実施します —福島県沖を震源とする地震からの観光復興支援—

観光庁では、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出を推進するため、「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」において、地域の関係者が連携して実施する地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施しており、令和4年3月30日（水）～4月15日（金）の期間で公募を受け付けているところです。

今般、令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震の被災地域における観光復興に向けた取組みを支援するため、宮城県・福島県を対象に追加公募を実施します。

◇追加公募の対象は、宮城県・福島県における事業となります。

◇今回の追加公募で申請されたものは、現在の公募期間中に申請されたものと併せて、審査・選定することとなります（重複申請はできません。）。

（1）追加公募受付期間

令和4年4月16日（土）～4月22日（金） 17：00締切厳守

（2）追加公募内容・方法

- ・概要は、別紙の通りです。
- ・詳細については、以下のポータルサイトにてご確認ください。

＜地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業ポータルサイト＞

<https://kanban-soshutsu.com/>

【追加公募に関するお問い合わせ先】

「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」事務局

（株式会社 JTB 霞が関事業部）

電話：03-6837-1457

受付時間：9：30～17：30 土日祝を除く

Email: kanban1★jtb.com

注：「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

【お問い合わせ先】

観光庁 外客受入担当参事官室 担当：三宅、安部、勝部
直通 03-5253-8972 FAX 03-5253-8123

地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業 (追加公募)

公募概要

◇追加公募の対象は、宮城県・福島県における事業となります。

◇今日の追加公募で申請されたものは、現在の公募期間中に申請されたものと併せて、審査・選定することとなります（重複申請はできません。）。

■受付期間

受付開始 : 令和4年4月16日(土)

受付締切 : 令和4年4月22日(金)

■補助対象事業者の要件

以下の要件を全て満たす者を、本補助金の補助対象事業者とする。

- ・ 地域の関係者と連携すること。
- ・ 地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、観光協会、民間企業等であること。
- ・ 地方公共団体でない場合は、事業に係る全ての市区町村の同意を得ること。

■補助内容

(1) 補助対象事業について

以下の要件を全て満たす事業を、本補助金の補助対象とする。

- ・ 地域ならではの観光資源を活用した、ツアー、アクティビティ、体験、イベント等のコンテンツの磨き上げを図る取組であること。
- ・ 国内居住者を主なターゲットとしつつも、将来的なインバウンドへの活用を見据えた取組であること。
- ・ 事業期間内において、モデルツアーをはじめとした、地域に実際に旅行者が訪れる取組、販路形成、プロモーションなど、販売を想定した総合的な取組であること。
- ・ 本事業終了以降、磨き上げたコンテンツを販売する、又は継続的に実施することを前提とした取組であること。
- ・ 総事業費が700万円以上の取組であること。

(2) 補助額

本補助金の補助率及び補助上限額は、以下の通り。

補助率：500万円まで定額（10/10）

500万円を超える部分については1/2

補助上限額：1,000万円

（3）補助対象経費

①観光資源を活用したコンテンツの造成に係る経費

- ・ 滞在型コンテンツ、旅行商品等の企画開発
- ・ 名産品の企画開発
- ・ ワークショップ、協議会等の開催
- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ ガイドの育成
- ・ 造成したコンテンツに関するモニターツアーの開催 等

②備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・ コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入 等
- ※ 本経費については、補助額の上限を200万円とする。

③プロモーションに係る経費

- ・ 動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成
 - ・ 造成したコンテンツの販路拡大を目的とした広告宣伝 等
- ※ 本経費については、補助額の上限を200万円とする。

④新型コロナウイルス感染症対策に係る経費

地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出

○ 地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する。

施策イメージ

(ツアー、旅行商品等の企画・開発費、モデルツアー実施費、プロモーション費等を支援)

自然

地域ならではの自然を活用した体験型アクティビティの造成



食

地域の名物食体験や地域特性を活かした新メニューの開発



歴史・文化・芸術

地域に根付く文化・芸術を観光客が体験できるプログラムの造成



地場産業（生業）

地域で営まれてきた生業を題材とした体験・学習プログラムの造成



交通

地域のシンボルである交通を活かした、地域ならではのコンテンツの造成



<補助率・補助上限額>

補助率：500万円まで定額（10/10） + 500万円を超える部分については 1 / 2

補助上限額：1,000万円